

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPO みなまた



No.52 (2015年1月)



(グループホーム キトさん家)

今年も健康に過ごせますように！！

お一人お一人におとそを召し上がっていただきました。

入居者全員のみなさんが無事にお正月を迎え職員手作りのおせちで新年を祝いました。

昨年は反原発をはじめ平和を守る闘いが全国各地で繰り広げられました。それに対し政府は、川内原発再稼働、集団的自衛権の閣議決定など私たちの声を無視する姿勢に終始しました。介護の面でも今春の報酬改定で引き下げを決めています。厳しい介護現場を見ない極めて横暴なやり方と言わざるをえません。

本年も多くのみなさんと連帯して住みよい社会にするため力を尽くします。一層のご支援をお願い申し上げます。



発行：NPOみなまた 発行責任者：藤野 紘 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npo@minamata.org <http://minamata.org/>

題字：江口 睦美

(カット：岡本あき)

川内原発再稼働をめぐる二つの訴訟 現状と課題

弁護士 板井 優

1 川内原発再稼働をめぐる状況

2011年3月11日、東日本大震災と共に、福島で東京電力の第一発電所事故が発生した。この半永久的・壊滅的原発被害を受けて、全国の原発は操業中止を余儀なくされ、一時期大飯原発が再稼働された。しかし、現時点では全ての原発が操業を中止している。

こうした中で、昨年7月に、新設された原子力規制委員会は、新規規制基準を策定し、再稼働を容認する道を歩み始めた。その論理は、新規規制基準は原発の安全審査をするものではなく、電力業界が自主規制をして古い原発の再稼働申請を保留し、新しい原発のみの再稼働申請をするというものである。したがって、審査を通った原発は安全な原発であるとする論理である。その最先頭にたつ、鹿児島県さつま川内市にある川内原発1, 2号機の再稼働が問題となったのである。

九電は、原発再稼働の先陣を担わされており、原子力規制委員会は川内原発に対し「合格証」を出し、最後の段階が来年3月ともいわれる状況となっている。

しかし、川内原発問題では、再稼働反対の世論が大きく盛り上がり、特にさつま川内市の周辺（被害）自治体では大多数が反対の意向を示し、最近行われた調査では、鹿児島県民の過半数が反対する情勢となっている。

こうして、再稼働を許すのかどうか、闘いの大きな焦点となったのである。

2 川内原発本訴の闘い

「原発なくそう！九州川内訴訟」が提起されたのは2012年5月30日のことで、現在2489人が原告となり、国と九電を被告に、川内原発の操業中止を求めて闘われている。この裁判は、鹿児島・宮



写真提供：大畑靖夫氏

崎・熊本を中心に取組まれており、全ての原発を廃炉にする世論作りを中心に担っている。

原告団長は、森永明子（さつま川内市居住）、弁護士共同代表は森雅美（鹿児島）・後藤好成（宮崎）・板井優（熊本）で、2015年2月17日午後3時に鹿児島地裁で第7回口頭弁論が開かれる。

なお、この裁判は裁判と平行して模擬裁判も行われている。

また、川内原発の近くでは、風船プロジェクトも実施されている。

この裁判の延長線上で出された福井地裁大飯原発差し止め判決は、福島原発事故を繰り返さない視点からの論理であり、裁判所が世論をしっかり受け止めていることが明らかとなった。

3 川内原発仮処分の闘い

ところで、安倍晋三首相は、トルコなどとの間で原発輸出を約束するなど、アベノミックスの一環として外需の拡大による経済効果を上げるという政策をとっている。この中で、原子力規制委員会は、新規規制基準を策定して原発再稼働の道を歩もうとしている。わが国の電力業界は、こうした中で次々と再稼働申請を行い、川内原発（九電）はその先頭になったのである。

2013年5月30日、本訴の原告を中心に、この再稼働の停止を求めて鹿児島地裁に仮処分の申請が行われた。第一回審尋は同年7月30日である。

この中で、仮処分の争点となったのは、①基準地振動、②カルデラ噴火、③避難計画の問題である。

九電は、わが国が地震国であり、どこでどのような地震が起こるか分からないという状況にあるにもかかわらず、川内原発周辺では大した地震は起こらないと強弁している。

しかし、阪神大震災以来、わが国では地震の予測が行われるようになったが、この中でも想定できないような地震が次々と起こっているのである。しかし、九電はこれらの地震は川内原発とは関係がないとしている。

次に、川内原発の周りには、過去いくつかの巨大カルデラ噴火が起こっており、こうした噴火の結果としての火砕流が川内原発の敷地内でも見つかったことを九電は渋々認めた。これに対し、九電は、たった一度の外国の事例を持ち上げ、噴火の予測は出来るのであり、危険が及ぶとなると使用済み核燃料を安全なところに移せるというのである。

わが国の火山学者は、九電のこの主張に対し、噴火を事前に想定することは困難であると厳しく抗議している。原子力規制委員会には火山の専門家はおらず、九電の主張には何らの根拠もない。

最後に、避難計画の問題である。福島の場合も明らかであるが、避難とは、事故後故郷に戻って従来通りの生活をするまでのことをいうのである。避難計画も本来はそうしたものでなくてはならない。

しかし、新規制基準にはこの避難計画のことは策定されていない。だが、新規制基準は苛酷（かくく）事故が起こることを前提としており、避難計画を抜きにした新規制基準は欠陥基準に過ぎない。

事実、事故が起こってから逃げ出す計画すら、鹿児島では作られておらず、社会的弱者である入



写真提供:大畑靖夫氏

院患者などの避難計画を作ることは不可能といっ
て良い。

4 今後の課題

今回の仮処分を前に、2014年5月21日、福井地裁は、大飯原発の操業を差し止める判決を下した。これは、福島原発事故を二度と起こさないという立場から、人格権を重視した判決であった。さらに、大津地裁は、2014年11月27日、結論としては保全の必要性がないとして、福井県にある大飯・高浜原発の仮処分を却下したが、その理由中で、これらの原発が新規制基準に通る訳がないと述べている。

こうした中で、2014年11月28日、鹿児島地裁は仮処分審尋を閉じ、同年12月25日までに全ての主張・立証を終えるよう当事者に指示し、九電はこれを受け入れた。

債権者（本訴の原告）弁護団は、一月にも決定が出ると考えており、裁判所は決定の一週間前には当事者にこれを知らせるとした。

自民党は2014年12月14日の総選挙で圧勝し、安倍首相は昨年末15日原発再稼働を進める義務があるとしたが、現実には4議席減らしている。アメリカでのシェールガス開発に日本の大手商社や大企業が参加し、小泉純一郎、細川護熙元首相など原発ゼロをめざす勢力が存在するなど、財界・政界とも一枚岩ではない。

いよいよ、2015年は熊本原告団が活躍して、解決する年になるであろう。

2014年 水俣病大検診を終えて

水俣病大検診実行委員会 事務局長 池田 龍己

1 はじめに

2009年、2012年に続いて3回目となる大検診を行いました。昨年11月23日～24日の二日間、全国の医師120名を含む医療関係者447名のみなさんにご奮闘いただきました。

天草教育会館（天草市：62名）、天草東保健福祉センター（天草市：136名）水俣公民館（水俣市：107名）、高尾野農業環境改善センター（出水市：142名）の4会場で行われ447名の方が受診しました。

今回の検診は特措法が締め切り後、初めて実施されたものですが、結果から、まだまだ多くの被害者が取り残されていることが明らかになりました。

2 検診結果

* 総受診数		447名（男 211名、女 236名）
* 平均年齢		66.5歳（42歳～93歳）
* 暴露	指定地域内	153名（熊本 54名、鹿児島99名）＜4＞
	指定地域外	289名（熊本192名、鹿児島97名）＜1＞
	未確認	5名
* 申請歴	特措法非該当	147名（33%）＜1＞
	特措法未申請	259名（58%）＜4＞
	未確認	41名（9%）
* 水俣病症状	症状あり	434名（97%）
	症状なし	5名
	その他	8名（再検診、疑い）

＜ ＞は、症状なし数

昭和44年以降出生者の受診（受診総数の5%）

* 受診数		22名（男7名、女15名）
* 暴露	指定地域内	13名（熊本11名、鹿児島 2名）
	指定地域外	8名（熊本 6名、鹿児島 2名）
	未確認	1名
* 申請歴	特措法非該当	8名（36%）
	未申請	12名（55%）
	未確認	2名（9%）
* 水俣病症状	症状あり	20名（91%）
	症状なし	0名
	その他	2名（再検診、疑い）

その他2名はそれぞれ熊本地域内、鹿児島地域外、申請未確認、未申請

3 集計結果より

今回の検診で受診者の97%に水俣病の症状があることが確認されました。

中でも、指定地域外の受診者の多数に水俣病の症状が確認され、被害が指定地域外にも及んでいることを裏付ける結果となりました。これらの受診者の多くは先の特措法で何ら根拠も示されず「非暴露」として検診も受けられないまま「非該当」とされた方々です。水俣病症状に苦しむ被害者を検診もせず切り捨てた行政の責任は大きいと言わざるを得ません。改めて特措法の判定について検証する必要があるのではないのでしょうか。

また、特措法申請をしなかった方々が259名と受診者の6割にのぼっており、特措法締切りが誤りであったことが改めて浮き彫りになりました。さらに、年代の問題でも昭和44年で線を引くことの不当性も明らかです。

このように特措法でも救済されなかった救済者の存在が明らかになりました。国や関係県は、特措法の問題点を自己検証することが求められています。また、特措法で集約されたデータを解析し関係者や国民に明らかにすることが「すべての水俣病被害者救済」の出発点であると思っています。

4 今後の取り組み

水俣病の検診を待たれている人が約400名残されています。日常検診や集団検診を通じて、早急に皆さんのご要望に応じていきたいと考えています。

今後も検診活動を通じて「すべての被害者救済」をめざしていくとともに、人類史上例をみない水俣病の健康被害を解明していく取り組みを進めていきます。

5 さいごに

地域住民が公害被害に苦しみ続けている状況の中で、本来このような検診は、国や関係自治が取り組むべき課題です。国、関係自治体には、不知火海沿岸地域における環境・健康調査を改めて要求します。

追悼 森葭雄さんの遺志を引き継いで

NPOみなまた創立以来、2007年まで理事をされてきた森葭雄（もりよしお）さんが、2014年10月25日亡くなりました。享年89歳。

森さんは、1988年1月水俣病第三次訴訟（橋口三郎団長）第8陣で原告となり、同年11月からは、訴訟終結まで原告団副団長を務めました。

1996年12月の水俣病被害者の会総会で第3代会長に。翌97年1月に結成された水俣病被害者の会全国連絡会（水俣病全国連）では、代表委員に就任されました。同時に幹事長になった橋口三郎さんと二人三脚で、文字通り水俣病全国連を背負っていただく存在でした。その橋口さんも昨年5月に亡くなり、水俣病の歴史を拓いてこられたお二人を相次いで亡くした年になりました。時の流れの中では、致し方ないこととわかっているのですが、やはり寂しさが募ります。

森さんは、水俣病第三次訴訟やその後の様々な場面で、数え上げればきりがないほど重要な役割をはたしていただきました。しかし森さんといえば、忘れられないのは、1995年11月16日付「週刊新潮」に掲載された『「ニセ」水俣病患者260万円賠償までの40年』という記事についての対応です。記事は、この号の特集であり、電車などの宙吊り広告でもこの見出しが躍っていました。そしてこの広告には、政治解決の重要な場面で、森さんが水俣病全国連を代表して回答書を大森理森環境庁長官（当時）に届けた写真が、見出しとともに大きく使われていました。そんなことから森さんの怒りはただ事ではなく、新潮社に対する抗議はもとより日弁連に対する人権救済申立など、先頭に立ちました。

原告団の先頭にあって正義感あふれる一貫した行動は、終始、患者を励ますものでしたし、全体のまとめ役を果たしていただきました。

森さんは根っからの漁師でしたが、不漁の一時期、福岡の炭鉱でも働き、労働組合運動も経験されました。この時の経験が森さん持ち前の正義感を培ったのではないかと思います。帰郷されてからは、田浦漁協の参事（労働組合で言えば書記長）をされました。

途中で田浦町（現芦北町）町議を2期務め、3期目で落選した機会に水俣病検診を受けたことが水俣病との出会いになりました。この落選がなければ、私たちとの出会いもなかったわけで、これも運命の引き合わせではないかと当時話をしたものでした。

焼酎を愛し、仲間を愛する気持ちは、終生変わりませんでした。

心からご冥福をお祈りするとともに、森さんの遺志を引き継ぎ、決意を新たに頑張りたいと思います。

NPOみなまた理事 中山 裕二（水俣病被害者の会全国連絡会事務局長）



NPOみなまた職員集会 事例報告会

当法人の介護部会主催で事例報告会を行いました。各事業所での取り組みを発表し合い、自分たちのスキルアップにつなげることを目的に企画されたものです。

今回は、4事例が報告されました。内、2事例をご紹介します。

事例報告

「飲み水」とは？

私たちは、普段の生活の中で、当たり前のように「言葉」を使用しています。また、普段当たり前のように使っているから、何気なく言葉を使い、言葉に頼り切った生活を行っていると思います。

今回、ある利用者様（以下Aさん）を通して言葉・会話・コミュニケーションについて考えさせられるケースがありました。



そのAさんは82歳の男性で入居前は一人暮らしでした。夜間は、枕元に「水」を置き飲んでおられたそうです。三郎の家に入居された当初も寝る前になると、「何か飲むとば…」と言われ職員が白湯を入れたボトルをお渡しすると枕元に置いて休まれていました。

入居からしばらく経った頃、「飲み水を…」の訴えが夕食後や日中を問わず出てくるようになりました。そのたびにボトルをお渡ししていましたがAさんの表情はいまいちです。そして、ある時Aさんは、ボトルをタンスやクローゼットにしまわれて、再度「飲み水を…」と要求されました。そして職員がボトルを見つけるととても喜ばれます。まるで何かを確認されているようです。Aさんの「飲み水」は単に水が欲しいということではないことが明らかになりました。お腹が空いている？、探し物？、トイレやちり紙を探しているようにみえるときもあり、場所等を教えると表情が和らぐことがあります。

Aさんにとっての「飲み水」とは、入居当初は、夜間に必要な飲み物。現在は、本人にとっての大切な物であり合言葉になっています。これを言ったら相手（スタッフ）が何か自分にとっての良いことにつなげてくれるものと思われているのではないのでしょうか。

これからも、表面上の言葉ではなく、その人の心のなかにある声にならない言葉を大切にしよう。そして、入居者の方の表情等をしっかりと受け止めようと改めて思っています。

グループホーム 三郎の家

榎木丸 晃（介護福祉士）

山田 静香（介護支援専門員）



退院後の取り組み ～以前のAさんに戻るために～

入居者のAさんは明るく朗らかな性格。よくおどけてみせて周りの人を笑顔にしてくれます。また、唄うことも大好きで堂々とした歌声を披露されます。そんなAさんが脳梗塞を起こして入院となりました。ご家族も私たちも、とても心配しましたが入院して1ヶ月、何とか退院することができました。

しかし、ホッとしたのもつかの間、最も大切な食事・水分の摂取が思うようにいきません。食べ始めは口を開けるのですが、次第に開く口が小さくなり食べ物をため込み、吐き出してしまいます。私たちは、この行為をAさんの「食べたくない!」とのサインと受け止めました。

Aさんの気持ちを考えて、無理強いせず、トロミを使用したり、量を加減したり、ゼリー、アイスクリーム等、お好みのものをこまめにお出ししたり、水分摂取はご本人が好きだと言われていたコーラなど、日頃と違った対応を試みました。ご家族も頻繁に来所され食事に付き添いあたたかく見守って下さいました。

また、医療面でのサポートでは、医師の特別指示書による訪問看護を利用し食事・水分摂取量に応じた点滴を行い、訪問看護利用終了後もホームでの様子を逐一報告し医師の指示を仰ぎながら進めてきました。しかし、中々改善はしませんでした。一時は、ご家族と今後のことについて話し合うなど深刻な状況にありました。

試行錯誤の中で迎えた退院から2ヶ月頃、少しずつAさんに変化が見られるようになりました。食事・水分摂取量が上がってきたのです。そして、ご自分でお箸と茶碗をもち自ら食べられるようになり、介護記録にも「完食」の文字が増えるようになりました。現在は介助なしで食べたり、周りの方と笑顔で会話されるなど楽しい食事ができるまで回復されました。徐々に入院前のAさんに近づいてきたのです。

今回の事例は、申し送りノートを活用して職員間で細やかに情報を共有したこと、密な医療との連携、ご家族の協力など、グループホームが入居者の方に係わっていく上で大切なことがしっかり行われた結果だと思えます。

今後の課題として、食事・水分摂取の維持、情報共有による体調の管理、日中活動の活性化、入眠傾向の改善などです。これらを踏まえ、引き続き入院以前のAさんに戻るよう支援していきたいと思えます。



グループホーム キトさん家
元村 健二（介護士）

第5回 日本認知症グループホーム大会に参加して

昨年の9月26日・27日の両日、全国から1,465人の方々が熊本に集い、グループホームがおかれている現状と今後の課題等について様々な報告や提言がなされました。また、日頃の実践を発表する分科会では2日間で73人の方、ポスターセッションでは58人の方の発表がありました。

私は、準備段階から関わり大会成功に微力ながら貢献できたことを嬉しく思っています。今後、グループホームはどうあるべきかを考えていく上でとても勉強になりました。

地元を根を張り、自分らしく暮らし続ける事を支える真の地域密着のホームにする為に、ご家族、地元の方々、行政のみなさんがともに考え対話し、それぞれの立場で努力を重ねていくことが必要であると感じました。第6回大会は10月11日、12日の両日、徳島県で開催されます。

キトさん家 管理者 棚橋 慶



介護日誌

ふれあいの家にはご近所にある幼稚園の園児さんが時々遊びに来てくれます。

最近も散歩の途中で寄ってくれ玄関から大きな声をかけてくれました。

大好きなおばあちゃんと握手をしたり、ハイタッチしたり。最後はみんなそろって歌のプレゼント。そして、賑やかに嵐のように去っていきました。

小さい子ども達から大きなパワーをもらいました。

ふれあいの家 藤原 美和 (介護士)



活動日誌 (2014年10月～12月)

NPOみなまた

- 10月2日 医療連携会議 (第一木曜定例)
- 7日 介護部会 (毎月第二火曜定例)
- 8日 事業所間交換研修 (キトさん、三郎、～9日)
- 15日 講演会「来年度制度改正を見据えて」
他事業所交換研修 (キトさん家)
- 24日 事務局会議
- 29日 職員集会
- 11月2日 三郎の家、運営推進会議
- 12日 理事会
- 13日 水俣芦北ブロック会
- 28日 キトさん家、火災訓練
- 30日 熊本県地域密着型サービス連絡会研修
- 12月10日 地域密着部会
- 11日 水俣市集団指導
- 17日 理事会
- 18日 ふれあいの家、運営推進会議

◇お知らせ◇

☆☆水俣病 新春総決起集会☆☆

◇日時：1月25日 (日) 10時～

◇場所：津奈木文化センター

葦北郡津奈木町大字岩城1588-2

TEL：0966-78-3097

☆ノーモアミナマタ訴訟7陣提訴☆

◇日時：1月22日 (木) 13時～

◇場所：熊本地方裁判所

連絡先：水俣病不知火患者会

TEL：0966-62-7502

編集後記…

新年号、遅めの発行となりました。引き続き環境公害のたたかいを発信するとともに、安心して住み続けられるまちづくりに微力ながら貢献してまいります。今年もご支援をよろしくお願い申し上げます。